



年金生活者支援給付金制度について ～請求書の提出はお済みですか??～

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

☑対象者

- ① **高齢基礎年金を受給している人** 以下の要件をすべて満たす必要があります。
 - ・ 65歳以上である
 - ・ 世帯員全員が市町村民税非課税となっている
 - ・ 年金収入額とその他所得の合計が約88万円以下
- ② **障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人** 以下の要件を満たす必要があります。
 - ・ 前年の所得が約472万円以下

☑請求の手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受給する人

受給対象になる人には、日本年金機構より9月初旬頃から請求可能な旨のお知らせが届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入して提出してください。令和5年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和4年10月分から受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きも行ってください。
※年金生活者支援給付金のご請求でお困りの際は、専用ダイヤルに連絡ください。

【問合せ先】 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092
日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
役場税務住民課 ☎75-4118



インフルエンザの予防接種を受けましょう！

10月1日からインフルエンザ予防接種事業を開始します。接種期間は10月1日～12月31日まで（原則）です。本年度の助成の対象者及び助成額は下記表のとおりです。○13歳未満のお子さまの接種に関しては、2回接種が基本です。また、基礎疾患・免疫がつきにくいなど医師の判断で2回接種が必要となる場合があります。詳しくは個別通知の内容を確認後、かかりつけ医に相談してください。

○個別通知は9月末の予定です。郵送には時差が生じることもありますのでご了承ください。令和4年11月、12月に満65歳を迎える人は誕生日が近づく頃に個別通知します。必ず満65歳になってから受けてください。

※接種の際は事前に医療機関に予約ください。※医療機関によって予防接種の開始・終了時期が異なります。

対象者	助成額	自己負担額
① 満65歳以上の 人	4,220円	なし
② 満60歳以上 65歳未満で一定 の障がいのある人		
③ 1歳以上13歳未満の児	1回につき 3,000円	各医療機関の 接種費用額か ら3,000円 をひいた額
④ 生活保護受給者	4,220円	なし

○接種場所：鳥取県東部の予防接種協力医療機関

【問合せ先】 保健センター福祉課 ☎75-4101